

平成 27 年度法規制監視測定結果

1 監視測定件数

延べ 972 件の監視測定のうち、適合 967 件、法基準値不適合 2 件、自主基準値不適合 3 件

法令の名称	適用項目	対象施設等		測定数	適合数	法 基準値 不適合	自主 基準値 不適合
		名称	数				
廃棄物処理法ほか	浸出水、地下水	一般廃棄物最終処分場 (薬師山埋立地 ほか)	4	35	35	0	0
廃棄物処理法	汚泥、焼却灰及びばいじん	一般及び産業廃棄物 (第 1 クリーンセンターほか)	10	109	109	0	0
大気汚染防止法	ばい煙	廃棄物焼却炉、ボイラー (第 1 クリーンセンターほか)	18	19	19	0	0
悪臭防止法ほか	悪臭	悪臭原因物 (第 1 クリーンセンターほか)	2	2	2	0	0
騒音規制法ほか	騒音	圧縮機、ポンプ、送風機等 (柿崎コミュニティプラザ、雁木通りプラザほか)	39	44	44	0	0
振動規制法ほか	振動	圧縮機、ポンプ、送風機等 (教育プラザ、高田図書館ほか)	33	37	37	0	0
水質汚濁防止法ほか	排水	排水処理施設 (下水道センター、農業集落排水処理施設ほか)	56	616	611	2	3
下水道法	排水	下水処理施設 (下水道センター、浄化センター)	7	84	84	0	0
ダイオキシン類特措法	排ガスほか	廃棄物焼却炉ほか (第 1 クリーンセンターほか)	2	2	2	0	0
労働安全衛生法	ダイオキシン類	廃棄物焼却炉 (第 1 クリーンセンターほか)	3	5	5	0	0
肥料取締法	有害物質	汚泥肥料 (汚泥リサイクルパーク)	1	1	1	0	0
県公衆浴場の配置、衛生措置の基準条例	水質	浴槽水 (ユートピアくびき希望館、八千浦交流館はまぐみ)	2	18	18	0	0
計			177	972	967	2	3

2 不適合状況

○ 法基準値不適合 2件

法令等の名称	施設名	月	不適合の状況	是正処置・再発防止策の状況
水質汚濁防止法	三和区本郷地区排水処理場	7	放流水の pH が法基準値を超過。 【法基準値】 pH 5.8-8.6 【測定値】 pH 4.8 原因 水中攪拌機を新品に取替交換した結果、底部に溜まっていた腐敗汚泥が急激に浮上したため、pH の低い汚水が生じた。	是正処置 ばっ気槽の酸素供給量を一時的に減らすことで、放流水の pH が法基準値以下となったことを確認。 再発防止策 ①処理場の水質監査において、pH が著しく低下しているようであれば、ばっ気槽の酸素供給量を減らし pH の安定化を図る。 ②機械の取替や修繕の後は水質変化が考えられるので十分な水質管理を行う。
水質汚濁防止法	三和区島倉地区排水処理場	9 ～ 10	放流水の BOD（生物化学的酸素要求量）が自主基準及び法基準値を超過。 9月 【自主基準値】 20mg/l 【測定値】 35mg/l 10月 【法基準値】 40mg/l 【測定値】 56mg/l 原因 ばっ気槽攪拌装置の故障により、通常の汚水処理ができなかったため、放流水の BOD 超過につながった。	是正処置 施設管理受託者によりばっ気槽の酸素供給量を通常より多くしたが水質が改善したのは仮設ばっ気攪拌装置を導入した後であった。 再発防止策 装置の故障が原因であることから、今後は機器耐用年数等を十分考慮し、市で計画的修繕を適時実施する。

○ 自主基準値不適合 3件

法令等の名称	施設名	月	不適合の状況	是正処置・再発防止策の状況
水質汚濁防止法	三和区末野地区排水処理場	4	放流水の BOD が自主基準値を超過。 【自主基準値】 20mg/l 【測定値】 22mg/l 原因 汚泥濃縮槽内の汚泥量が予定量を超えたため、放流水の BOD 超過につながった。	是正処置 汚泥濃縮槽内の汚泥引抜ポンプで汚泥を移送したことで、放流水の BOD が自主基準値以下となったことを確認。 再発防止策 汚泥濃縮槽の汚泥を貯留槽へ移送する頻度を1回/週から2回/週とする。
水質汚濁防止法	津有北部諏訪地区排水処理場	5	放流水の大腸菌群数が自主基準値を超過。 【自主基準値】 700 個/cm ³ 【測定値】 950 個/cm ³ 原因 大腸菌を滅菌するための固形塩素剤の放流水への接水面が低下したため、放流水の大腸菌群数超過につながった。	是正処置 消毒剤を補充したことで、大腸菌群数が自主基準値以下となったことを確認。 再発防止策 毎週点検時の消毒剤補充を従来の 15 kg から 20 kg に増やし、より確実な消毒効果を図る。